

令和 7 年 9 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 7 年 8 月 25 日

富士山南東消防組合議会

令和7年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月25日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○管理者挨拶	4
○報第 3号 令和6年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	4
○認第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	5
○議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第1号)	9
○議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例案	11
○議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例案	12
○議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例案	13
○発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を 改正する条例案	14
○富士山南東消防組合議会議員の派遣	15
○閉会の挨拶	15
○閉会の宣告	16
○署名議員	17

令和7年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

議 事 日 程

令和7年8月25日（月曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 3号 令和6年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 認第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
- 日程第 6 議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 富士山南東消防組合議会議員の派遣

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 3号 令和6年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 認第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
- 日程第 6 議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 富士山南東消防組合議会議員の派遣

出席議員（9名）

1番	川原章寛	2番	鈴木文子
3番	井出春彦	4番	植松英樹
5番	藤江康儀	7番	石井真人
8番	二ノ宮善明	9番	井出悟
10番	大橋勝彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 長	豊岡武士	副 管 理 者 長	村田悠
三島市		裾野市	
副 管 理 者 長	池田修	代表監査委員	加藤寛治
長 泉町			
消 防 長	鈴木清明	消 防 次 長	高村新一
参 事 兼 長	下山和典	三島消防署長	渡辺光明
長 泉消防署			
裾野消防署長	漆畑英夫	総 務 課 長	佐野博実
予 防 課 長	湯川信一	警 防 救 急 課 長	室伏郷志
通 信 指 令 課 長	関智勝		

議会事務担当職員

書 記 長	羽田浩二	書 記	杉山智春
書 記	大西保信	書 記	石原嵩大

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木文子） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和7年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

このたび、議会閉会中の本年7月18日に、三島市選出の佐野淳祥議員から辞職願が提出され、同日、これを許可いたしましたので、御報告申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（鈴木文子） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木文子） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者及び監査委員宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（鈴木文子） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木文子） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、7番 石井真人議員、8番 二ノ宮善明議員の兩名を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 皆さん、改めましてこんにちは。本日は、令和7年富士山南東消防組合議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、大変お忙しいところ、また暑い中、御出席を賜りまして、ここに開会する運びとなりましたこと、また、日頃から消防行政の推進に格別なる御理解と御協力を賜っておりまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本日、御提案申し上げます議案でございますけれども、令和6年度消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について、2つ目に、令和6年度消防組合会計決算認定について、3つ目に、令和7年度消防組合会計補正予算案（第1号）、4つ目に、富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、5つ目に、富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、6つ目に、富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の計6件でございます。

詳細につきましては、この後、消防長から御説明をさせていただきますので、何とぞ御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。管理者としての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

◎報第3号 令和6年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第3 報第3号 令和6年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を行います。

本件について、当局から報告を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） それでは、報第3号 令和6年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和7年消防組合議会2月定例会において、補正予算の繰越明許費として議決をいただきました消防ポンプ自動車更新整備について、係る費用を繰越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し議会に報告するものでございます。

計算書の内容は、表に記載のとおり、3款消防費、1項消防費の消防車両整備事業における小

型水槽付消防ポンプ自動車更新整備に係る経費5,518万1,000円を繰越しました。

令和6年度富士山南東消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明は以上でございます。

○議長（鈴木文子） 当局からの報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑につきましては、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

◎認第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第4 認第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） それでは、認第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

最初に、令和6年度歳入歳出決算書30ページをごらんいただきたいと思います。

令和6年度富士山南東消防組合会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は32億9,596万1,649円、歳出総額は32億1,164万2,557円、歳入歳出差引額は8,431万9,092円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額が388万890円ですので、実質収支額は8,043万8,202円となり、令和7年度会計に前年度繰越金として令和7年6月2日付で歳入しております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書で順次御説明申し上げます。

決算書8ページ、9ページをごらんください。

見開き左が款、項、目、右側が金額、備考等になっております。

歳入の個別概要から御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金でございますが、収入済額は28億6,038万3,630円で、構成市町からの負担金となります。三島市から14億4,021万3,734円、裾野市から7億4,754万305円、長泉町から6億7,262万9,591円となっております。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額320万9,950円で、管内の危険物施設に係る許認可事務の手数料、煙火消費許可申請に対する審査手数料が主なものとなります。

3 款国庫支出金は、収入済額1,811万5,030円で、令和6年1月1日に発生した能登半島地震に係る緊急消防援助隊活動費負担金を収入してございます。

次に、4 款の県支出金は、収入済額1,590万6,000円で、11ページの備考欄に記載がございすが、救急自動車の更新整備事業、住民防災教育に充てる事業及び救急救助用物品などの常備消防用資機材整備事業に係る県の地震・津波対策等減災交付金になります。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

5 款財産収入は、収入済額128万8,811円で、清涼飲料水自動販売機施設貸付料でございす。

6 款寄附金はございませんでした。

7 款繰越金は、収入済額6,105万9,370円で、令和5年度会計の繰越金でございす。

次に、8 款諸収入につきましては、収入済額2,229万8,858円で、高速道路における救急業務に係る支弁金、静岡県消防防災航空隊及び静岡県消防学校へ派遣しております職員の人件費負担金などが主なものとなります。

次に、12ページ、13ページをごらんください。

9 款組合債は、収入済額3億1,370万円です。これは、三島消防署中郷分署の建て替えに係る消防施設整備事業及び、救急自動車、消防ポンプ自動車などの消防車両の整備事業に充てる組合債でございす。

なお、収入未済額は、先ほど報第3号で御報告させていただきました、消防車両整備事業の繰越しによるものでございす。

以上、歳入でございす。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14ページ、15ページをごらんください。

初めに、1 款議会費の支出済額は97万6,800円で、主な支出は、議員報酬及び行政視察に係る費用弁償などの経費となります。執行率は50.38%であります。これは、臨時議会の開催がなく、また、視察研修に伴う旅費が減額となったことなどによるものです。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

2 款総務費ですが、支出済額は6,384万671円です。2 款総務費は、項別で、1 項総務管理費、2 項監査委員費から構成しております。最初に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の支出済額は6,358万2,284円で、執行率は93.32%でございす。事業別の支出済額は、右端の備考欄に記載がございすので、ごらんいただきたいと思います。人件費のうち、特別職の給料は11万1,000円、非常勤職員の報酬は、産業医への報酬として30万円です。総務管理事業は、当消防組合を運営していく上で必要となる各種経費が主なもので、支出済額5,431万3,299円で、消耗品費、通信運搬費、事務系・財務系コンピューター機器、ネットワーク回線などの使用料のほか、三島市への会計事務負担金や工事管理事務負担金などの支出でございす。続いて、下段の人事管理事業ですが、支出済額は885万7,985円で、職員健康診断委託、人事評価制度コンサルティング事業委託、職員昇任試験委託の経費が主なものとなります。

18ページ、19ページをごらんください。

2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費は、支出済額25万8,387円で、執行率は99.76%で、監査委員の報酬及び消耗品費となります。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

3款消防費は、1項消防費を1目常備消防費と2目消防施設費で構成し、1目常備消防費の支出済額は26億6,225万5,911円で、執行率は98.84%となります。

21ページの備考欄をごらんいただきたいと思います。

人件費は、支出済額23億3,217万8,991円で、職員の給料、各種手当、共済組合負担金などでございます。続いて、中段にございます救急高度化推進事業は、支出済額3,899万6,705円で、これは、消防本部及び各消防署所における救急業務に係る経費でございます。主な支出としまして、救急業務に必要なとなる救急資機材などの消耗品、救急車の燃料費、救急救命用資機材の保守点検業務委託、救急救命士3名の養成に係る研修負担金などが主なものとなります。

続いて、23ページ、備考欄をごらんください。

消防防災事業の支出済額は1億7,446万3,052円で、これは、消防本部及び各署所における総務、警防、救助、予防の各業務に係る運営費用でございます。主な支出として、消耗品費、消防車両などの燃料費、消防指令センターを除く消防本部と各署所の光熱水費、消防車両、消防庁舎、機械器具等の修繕、各施設保守点検業務委託、消防活動に必要な機械器具の整備などが主なものとなります。

下段にございます消防指令センター運営事業は、支出済額が1億1,661万7,163円で、通信運搬費、指令システム保守点検業務委託、25ページ、備考欄の上段に記載がございます消防救急デジタル無線保守点検業務委託、中郷分署の指令システム移設業務委託などとなります。

次に、消防施設費でございます。同じく25ページ、備考欄をごらんください。支出済額は3億3,387万3,200円でございます。内訳としまして、消防施設整備事業では、支出済額2億9,980万1,100円で、三島消防署中郷分遣所建て替えに伴う工事及び庁用備品の購入、工事に伴う家屋調査業務委託などの経費でございます。消防車両整備事業では、支出済額3,407万2,100円で、三島消防署中郷分署配備の救急車更新整備に係る経費でございます。

なお、25ページに記載してございます繰越明許費につきましては、先ほど報告させていただきました、消防ポンプ車に係る経費でございます。

次に、26、27ページをごらんください。

4款公債費の支出済額は1億5,069万5,975円で、組合債の償還元金1億4,340万1,524円、組合債償還利子729万4,451円でございます。

次に、28ページ、29ページをごらんください。

5款予備費でございますが、77万円を2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費に充用しております。これは、令和6年度税制改正に伴う所得税の特別控除に対応するため、緊急に人事給与システムの改修が必要となりましたが、令和6年度の予算措置がなかったことか

ら、予備費から充用したものであります。

31ページから34ページに、財産に関する調書として、公有財産及び取得価格100万円以上の物品の一覧を掲載しております。公有財産につきましては、令和6年度に取得した三島消防署中郷分署建物の延べ面積619.46㎡が増加となっております。

また、お手元に別冊として、令和6年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書及び令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書を添付してございます。併せてごらんいただきますよう御案内を申し上げます。

認第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

加藤代表監査委員。

○代表監査委員（加藤寛治） ただいま上程になりました認第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付されました令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員を代表して審査結果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合し正確であり、令和6年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（鈴木文子） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりました。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 質疑がなければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより認第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について、採決をいたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第5 議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）について提案要旨を申し上げます。

議案書1ページをごらんください。

歳入歳出の予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,705万8,000円を減額し、31億6,194万2,000円とする歳入歳出予算の補正を行うものです。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正の表のとおりでございますが、詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

今回の補正の概要につきましては、歳入歳出予算において、令和6年度会計からの繰越金を増額し、市町負担金を減額するとともに、令和7年度に更新整備を計画した災害対応特殊救急自動車整備事業において、財源として計上した令和7年度における国庫補助金及び県交付金の交付が見込めないことから、令和7年度中における当該事業の執行が困難となり、これに係る費用として計上した歳入歳出予算の減額をしようとするものです。

なお、当該事業の執行が困難となった背景には、国庫補助金の申請手続に不備があったことが関係しておりますので、その詳細を御報告申し上げます。

令和7年3月初旬、当該補助金に関する要望申請の確認ができていないため、静岡県消防保安課に問合せを行ったところ、県担当者より、令和7年1月上旬にメールにて既に通知済みであるとの回答を受け、警防救急課の受信記録を改めて確認し、当該メールが既読状態で受信されており、申請期限を経過していました。取り急ぎ県を通じて国への要望を行いました。既に取りまとめが完了しているとのことで、受付がされませんでした。また、国に直接確認を行いました。同様の要望が複数の消防から寄せられているが、特定の消防本部のみを受け入れることはできないとの説明があり、補助金の2次募集の可能性についても確認を行いました。令和7年度の事業においては予算枠が既に上限に達しており、現時点での追加募集の予定はないとの回答を受けました。このため、令和7年度中に必要な財源を確保することが困難となり、当該車両の更新につきましては、やむを得ず延期をすることといたしました。

今回の事案の原因につきましては、担当者個人の確認漏れであると同時に、組織として情報共有体制にも課題があったものと受け止めており、管理者から、関係職員に対して強く注意を促すよう指示を受け、こうした事態を二度と招かないよう再発防止策として、担当者以外がメールを確認した場合には確実に担当者へ伝達するとともに、関係者へメールで共有する体制に改め、補

助金要望の時期は通知の有無を定期的に確認し、要望漏れを防ぐためのチェック体制を強化し、個人の注意力に依存せず、組織的に重要情報を確実に共有できる体制を構築してまいります。

なお、更新予定をしていた救急車両につきましては、本年度中、追加で車検を実施し、車検満了となる令和9年度において、再度、必要な財源を確保し、車両の更新を行う予定でございます。以上、災害対応救急自動車整備事業に係る対応について御報告させていただきました。

それでは、補正の詳細につきまして、引き続き御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目市町負担金について、本年度当初予算額30億4,831万7,000円から8,043万8,000円を減額し、29億6,787万9,000円としようとするもので、各市町の負担金から減額される額の内訳は、令和6年度負担割合に合わせ、三島市が50.36%で4,050万9,000円、裾野市が26.13%で2,101万8,000円、長泉町が23.51%で1,891万1,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

3款1項1目消防費国庫補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金の全額となる1,481万8,000円を減額。

12ページ、13ページをごらんください。

4款1項1目消防費県補助金、地震・津波対策等減災交付金のうち、国庫採択事業に係る車両整備事業に対する交付金である493万9,000円を減額し、1,679万1,000円にしようとするものです。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

7款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金として8,043万7,000円を繰り入れ、8,043万8,000円としようとするものです。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

9款1項1目消防債でございますが、車両整備事業費組合債のうち、救急自動車整備事業に対する組合債である1,730万円を減額し、6,750万円にしようとするものです。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

歳出でございますが、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、当初予算額28億2,323万2,000円から、救急自動車整備に係る経費として計上した自動車損害保険料及びデジタル無線の設定変更に係る指令センター保守点検業務委託料、合わせて217万1,000円を減額し、28億2,106万1,000円とし、同じく3款1項の2目消防施設費において、当初予算額1億2,439万7,000円から、救急自動車整備事業に係る自動車購入費、機械器具費、各種経費として計上した3,909万9,000円を減額し、8,529万8,000円にしようとするものです。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

5款1項1目予備費は、歳入歳出による予算額を調整するもので、421万2,000円を増額し、1,795万1,000円にしようとするものです。

最後になりますが、22ページ、23ページをごらんください。

地方債の補正でございますが、消防車両整備事業の限度額を6,750万円に減額しようとするものです。

議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第10号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第10号は原案どおり可決されました。

◎議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第6 議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の提案要旨について御説明申し上げます。

本組合における勤務条件に関する制度は、地方公務員法第24条第4項で定められている均衡の原則に基づき、国家公務員の例に準じて規定を整備し、その運用をしているところであり、今回行われる人事院規則の改正に準じて、富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、仕事と育児との両立に資する制度、または措置等に関して、職員による円滑な活用を図るための改正を行うほか、所要の改正を行うもので、本人もしくは配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員または3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度等の情報提供、両立支援制度の請求等に関する意向確認、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に関する職員の意向確認とその意向への配慮といった、それぞれの措置に関する事項を新たに規定するもので、施行期日は令和7年10月1日とするものです。

議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第11号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第11号は原案どおり可決されました。

◎議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第7 議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の提案要旨について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、育児のために職員が勤務しないことを認める部分休業制度の拡充を図る改正が行われたことから、1日の勤務時間の一部または全部において部分休業をすることができることとされること、現行の1日につき2時間を超えない範囲内とする部分休業に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内とする部分休業が、第2号部分休業として新設されることなどに伴い、これらに関して条例で定めることとされた事項について本条例で定めるほか、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、勤務時間の途中でも部分休業ができるようにするため、勤務時間の始めまたは終わりに限定した規定を削除すること。第2号部分休業の承認については、1時間を単位として行うものとし、その例外を定めること。部分休業の請求に係る期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとすること。第2号部分休業を請求することができる時間の上限を非常勤職員以外の職員は77時間30分までとし、非常勤職員はその勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た

時間までとすることあります。

施行期日は、令和7年10月1日とし、令和7年度における第2号部分休業を請求することができる時間の上限について、例年の半分の時間とする経過措置を設けることあります。

議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第12号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第12号は原案どおり可決されました。

◎議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第8 議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の提案要旨について御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月8日付の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が同年12月25日に公布され、国の非常勤職員の報酬を引き上げる改定が行われたことに準じて、その他の非常勤の特別職の職員について、1日当たり報酬額の上限を400円引き上げ、3万4,700円に改めるものです。

なお、施行期日は、公布の日とするものであります。

議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第13号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第13号は原案どおり可決されました。

◎発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第9 発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、発議者代表から提案理由の説明を願います。

二ノ宮議員。

○議員（二ノ宮善明） それでは、発議者であります全議員を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和6年6月7日公布、その一部が令和7年4月1日から施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、本条例中において引用している同法の規定に移動が生じたことに伴う改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

発議第1号として、富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております本件は、全議員が発議者となっておりますので、質疑を省略いたします。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎富士山南東消防組合議会議員の派遣

○議長（鈴木文子） 次に、日程第10 富士山南東消防組合議会議員の派遣について議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の資料のとおり、大都市消防局の指令センターを含む消防庁舎を見学し、最新情報を調査することを目的に、本組合議会の全議員を派遣することについて、会議規則第108条の規定により承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について派遣することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 令和7年富士山南東消防組合議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会9月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、先日、大阪府で消防職員2名が殉職する雑居ビル火災が発生いたしました。亡くなられました消防隊員、御家族に対しまして心からお悔やみを申し上げる次第でございます。このような痛ましい事故が起きないように、当消防本部におきましても、消防活動に対する安全管理の徹底を指示いたしましたところでございます。

一方、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を活用したマイナ救急が、本年10月1日より全国一斉に開始をされます。このマイナ救急でございますが、救急隊がカードリーダーを使用して傷病者のマイナ保険証を読み取り、氏名、生年月日、住所のほか、過去に受診をした医療機関や処方されたお薬などの医療情報を閲覧することができる取組でございます。このマイナ救急を活用することによりまして、適切な処置を迅速に受けられ、救急活動の円滑化や合理化が図られるとともに、傷病者や家族の負担を軽減することができるものと考えます。さらには、医療機関での受入れ準備の迅速化が期待され、傷病者にとって大きなメリットがございます。また、痛みや意識障害などで会話が困難な場合におきましても、必要な情報を確実に取得できるため、救急現場の安全性の向上、そして円滑な医療提供に大きく寄与するものがございます。当消防組合におきましても、同日より運用を開始し、住民の負託に応えてまいります。

このことにつきまして、昨年、全国市長会というのがございますけれども、全国市長会の毎年行っておりますことでございますが、都市問題会議というのを開催しておりまして、昨年は姫路市で開催されました。全国の市議会議員さん、そしてまた市長さんたち2,000名ほどが毎年参加するんですけども、昨年は姫路市長さんが会長としてその会議を主催していったんでございますが、姫路の市長さんはお医者さんでございまして、このマイナ救急につきまして力説をしております。ぜひともこのことは多くの皆様方の命を守ることにつながるんだということをおっしゃっていたところでございます。円滑に当消防組合におきましても運用ができるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりになりますけれども、まだまだ毎日暑い日が続いておりますが、どうぞ議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和7年富士山南東消防組合議会9月定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 3時50分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和7年8月25日

議 長 鈴 木 文 子

署 名 議 員 石 井 真 人

署 名 議 員 二ノ宮 善 明